

企業会計基準委員会 御中

「企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準(案)」等」に関して

以下コメント提出機会をいただいたことに感謝申し上げます。

服部 隆 (CMA、CIIA)

「質問 1(開発にあたっての基本的な方針に関する質問)」：(個別財務諸表に関する方針)について

「…この点、次を理由に、基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めることとした。…」について

・「基本的には」と例外処理を容認し得る記載となっておりますが、別の会計処理を想定している項目はあるのでしょうか。

・連結財務諸表と個別財務諸表においては、同一の会計処理を強制するのではなく、個別財務諸表への適用は任意とすべきと考えます。国際的な比較可能が必要のない国内企業や個別財務諸表のみ作成する企業にまで、IFRS15 と同内容を強制する必要性は乏しいと考えられることや、国際財務報告基準(IFRS)又は米国会計基準により連結財務諸表を作成している企業にとっても、自社でのコスト・ベネフィット勘案した判断に基づき、個別財務諸表に任意で適用することができれば十分であると考えられるためです。

・また前回の「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」公表後、昨年4月の金融審議会ディスクロージャーワーキンググループ報告に記載された「単体財務諸表における IFRS の任意適用」について、その後の検討状況との関係性についても記載すべきではないでしょうか。もし単体財務諸表における IFRS の任意適用が早期に認められるのであれば、IFRS により連結財務諸表を作成している企業にとっての利便性を考慮した、収益認識基準の開発自体の必要性や緊急性が乏しくなると考えられますので。

「… 当委員会において、これまでに開発してきた会計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきたこと…」について

・確かに過去策定された基準数の割合からはそうなのかもしれませんが、本基準と同様に近年、IFRS とのコンバージェンスを意識して策定された、「包括利益」や「退職給付」など日本企業にとって重要性の高い基準等においては、連結財務諸表のみの取り扱いを定めていることから、このままではミスリードする恐れがあるのではないのでしょうか。少なくとも連結財務諸表のみの取り扱いを定めている基準があることに言及すべきと考えます。

「質問 8(その他)」について：「契約における重要な金融要素」など

・設例 14で、重要な金融要素を含んでいない例示しか記載ありませんが、逆に重要な金融要素を含んでいる場合の例示とその具体的な会計処理についても示すべきではないでしょうか。

・割賦基準による収益認識を認めていないとのことですが、長期の割賦販売取引については通常、重要な金融要素を含んでいる場合が多いと考えられるため、重要な金融要素を含む場合と含まない場合の割賦販売取引についての会計処理を具体的に設例において示すべきと考えます。

・「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」について

リース会計基準・適用指針についても、割賦販売取引関連の記載については、加除修正が必要と考えられるため、掲載すべきではないでしょうか。

以上